

土地賃貸借契約合意解約書(即時)

貸主 (以下「甲」という。)と、借主 (以下「乙」という。)は、別紙物件目録 1 記載の甲所有の土地(以下「本件土地」という。)につき 年 月 日付で甲乙間で締結した土地賃貸借契約(以下「本契約」という。)において、以下のように合意したので、これを証するために、本合意書 2 通を作成して記名押印の上、各自 1 通保持する。

(合意解約)

第 1 条 甲及び乙は、本件土地に関する本契約を、本日付で双方合意の上解約する。

(土地明渡し)

第 2 条 甲は、乙に対し、 年 月 日までは、本件土地の明渡しを猶予する。

2 乙は、甲に対し、前項に定める期日までに、第 4 条に定める立退料の受領と引き換えに、別紙物件目録 2 記載の乙所有の建物(以下「本件建物」という。)及び附属物を収去し、本件土地を明渡す。

3 本件建物の収去及び本件土地の明渡しに要する費用は、乙が負担するものとする。

(残置物の処分)

第 3 条 本件土地の明渡し後において、本件土地に乙所有の物が残置されていた場合、乙はその所有権を放棄し、甲が、乙の負担でこれを任意に処分できるものとする。

(立退料)

第 4 条 甲は、乙に対し、 年 月 日限り、本件土地の明渡しと引き換えに、立退料として金 円を支払う。ただし、第 2 条第 1 項に定める期限までに乙が本件土地の明渡しを完了しない場合はこの限りではない。

(明渡遅延損害金等)

第 5 条 乙は、甲に対し、本日から第 2 条第 1 項に定める期限内に明渡しが完了するまでの間、1 ヶ月当たり金 円の賃料相当損害金を支払うものとする。

2 乙が第 2 条第 1 項に定める期限までに明渡しがなされなかったときは、その期限の翌日以降明渡しが完了するまでの間、1 ヶ月当たり地代の 2 倍に相当する額の遅延損害金を支払うものとする。

(敷金・保証金の返還)

第 6 条 甲は、乙に対し、本件土地の明渡しが完了した後速やかに、乙が預託した敷金・保証金につき、契約に定める償却をし、賃料の不払い等の乙の債務(前条の遅延損害金を含む)が残存する場合には当該債務を差し引き、その残額を無利息で返還するものとする。

年 月 日

住所 _____

貸主 _____ 印

住所 _____

借主 _____ 印

別紙物件目録

1 土地の表示

所 在 _____

地 番 _____

地 目 _____

地 積 _____

2 建物の表示

所 在 _____

家屋番号 _____

種 類 _____

構 造 _____

床面積 _____